

＜一般委託＞

学校施設から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託(10月から3月分)仕様書

標記学校施設から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託(10月から3月分)の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	学校施設から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)の収集運搬を行うこと。
2	履行期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	追浜小学校ほか71校 (詳細は別紙施設等一覧表のとおり)
4	予定数量	・缶・びん・ペットボトル (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 8t ・容器包装プラスチック(廃プラスチック類) 11t ・不燃ごみ(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 23t *ただし、予定数量は目安であり、この重量を保証するものではない。
5	業務内容	①本市が指定した施設から排出した廃棄物の収集運搬(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を行う。 ②学校施設(72校)の収集を、缶・びん・ペット、容プラは毎週1回、不燃ごみは月2回行うこととする。 ③3品目の全量を市が指定した処分受託者に搬入すること。(1か所) ④その他の詳細は、別添「学校施設から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託(10月から3月分)詳細仕様書」のとおり。
6	特記事項	委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を継続する意思が無い場合等については、履行期間満了日の1ヵ月前までに通知すること。
7	適正な処理のために必要な情報	(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿 それぞれを原則ビニール袋(透明)でまとめ収集運搬がしやすいように排出する。 (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 性状の変化あり (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障 支障なし (4) 適正処理困難物について 排出しない (5) その他取扱う際に注意すべき事項 別添「学校施設から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託(10月から3月分)詳細仕様書」のとおり
8	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
9	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を有すること。
10	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
11	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。
12	その他事項	①電子マニフェストを利用すること。 ②この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	連絡先	教育総務部総務課 担当 杉原 電話046-822-9758

＜指示又は希望事項＞

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
------------------	--

内訳書

(税抜き)

No.	業務名	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	学校施設から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託(10月から3月分)	月	6		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

令和5年度 学校施設から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託
(10月から3月分) 詳細仕様書

1 目的

本仕様書は、横須賀市（以下、「委託者」という。）がその事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集運搬を、受託者に委託するにあたり、収集運搬を委託する産業廃棄物を適正に処理することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守のうえ、委託者の指定する場所で産業廃棄物を収集し、委託者が委託した処分場所に搬入すること。

3 産業廃棄物の種類と数量

本市の事務所、事業所、施設（別添施設等一覧表にあるものをいう。以下「施設等」という。）が排出する「缶・びん・ペットボトル」（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）、「容器包装プラスチック」（廃プラスチック類）、「不燃ごみ」（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）。ただし、次のものを除く。

- (1) 一辺の長さが130 cm以上のもの
- (2) 家電リサイクル法対象品
- (3) 小型家電リサイクル法対象品
- (4) 自動二輪車
- (5) 有害性物質を含むもの、危険性物質を含むもの
- (6) 特別管理産業廃棄物
- (7) 石綿含有産業廃棄物
- (8) 石膏ボード
- (9) 体温計・血圧計などの水銀式計測器
- (10) 電子機器
- (11) 綴じ金具が大きく本体が分離困難であるバインダー（戸籍台帳バインダーなど）
- (12) Pタイル
- (13) 蛍光灯
- (14) ペンキ（液状）
- (15) コンクリート類（ブロック、レンガなど）
- (16) その他処理が困難なもの

産業廃棄物の数量は、次のとおりとする。

名称	産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物	数量 (t)
缶・びん・ペットボトル	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	非該当	8t
容器包装プラスチック	廃プラスチック類	非該当	11t
不燃ごみ	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	非該当	23t
合計			42t

*ただし、数量は参考数値であり、この数量を保証するものではない。

4 履行期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
(12月29日から1月3日は除く)

※委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。
なお、受託者が当該契約を継続する意思が無い場合等については、履行期間満了日の1ヵ月前までに通知すること。

5 収集場所・収集運搬の頻度及び処分先

委託者が指定する場所及び収集頻度はつぎのとおりとする。

収集する場所の名称 : 別紙「施設等一覧表」のとおり

収集する場所の所在地: 別紙「施設等一覧表」のとおり

処分先 : 別紙「処分又は再生を行う事業場」のとおり

収集の頻度:

「缶・びん・ペットボトル」及び「容器包装プラスチック」は毎週1回、
「不燃ごみ」は月2回行うこととする。

6 使用車両について

- ごみの収集に適している車両（パッカー車、アームロール車、平ボディ車）を使用することとし、業務開始前に報告すること。
(市施設産業廃棄物収集運搬登録車両届 別紙1)
- 使用車両を変更する場合は、委託者に届けること。
- 収集運搬する車両は、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けるにあたって使用車両として届け出た車両であること。

7 収集日及び収集時間

(1) 収集曜日の設定

各施設の収集曜日は事前に各施設と協議の上、収集する方面によって設定するものとする。

(2) 日曜日・年末年始の取り扱い

日曜日及び年末年始の休庁期間（12月29日～1月3日）は、全施設において収集を行わないものとする。

(3) 収集時間

収集は、市が委託した処分事業場の営業時間までの間に収集を行うこと。原則として8:00より収集を開始すること。

収集可能時間より前に収集に来たために施設が排出できなかった場合は、施設の希望する日に再収集しなければならない。ただし、開錠前に収集する必要がある場合は、施設と事前に協議すること。

また、事情により収集可能時間を過ぎても到着が困難と予想される場合は、受託者は当該施設に連絡し、調整をすること。

(4) 搬入時間

市が指定した処分事業場の営業日の営業時間内に搬入すること。

(5) 代休・臨時休業の取り扱い

施設から代休・臨時休業の連絡を受けた場合は、その日は収集しないものとする。ただし、それにより当該施設の廃棄物保管期間が一定の期間を超え、次回の収集まで廃棄物を保管し続けることが困難な場合は、当該施設は、受託者に代替収集日を設定できるものとする。

(6) 代替収集日

前項（5）の代替収集日については、受託者と施設の担当者が協議して決めることができる。なお、依頼が多くなると予想されるときは、事前に収集計画を提示することにより前掲の協議に替えることができるものとする。

8 施設の排出準備（廃棄物の計量・確認票の記入）

施設は、次の排出準備をしなければならないものとする。

(1) 袋詰め等

廃棄物は原則として袋（透明）に入れることとする。

ただし、傘の骨のように袋詰めが困難なものは他の荷姿（バラ、束）で排出することができるものとしその旨を受け渡し「確認票」に記載する。

(2) 計量

産業廃棄物の計量及び「確認票」の記入は施設等が行うものとする。

(3) 確認票の作成

施設は（2）の計量数値に基づき「確認票」に記入し、収集時に受託者に交付できるようにしておくこととする。

9 事前準備及び収集運搬

(1) 事前準備

ア 収集曜日の設定について

受託者は、収集業務を行う前に、本仕様書の「7 収集日及び収集時間」の定めるところにしたがって収集曜日を設定し、「収集曜日表」を指定された日までに教育委員会総務課に提出すること。（「収集曜日表」については、任意の書式で提出すること。）

イ 収集順路の設定について

受託者は、収集業務を行う前に、本仕様書の「7 収集日及び収集時間」の定めるところにしたがって収集曜日を設定し、実際に走行テストなどを行い時間内に収集可能であることを収集開始日までに確認すること。

ウ 処分受託者との打ち合わせ

受託者は、円滑に業務を進められるよう、処分受託者と事前に必要な打ち合わせを行うこと。

(2) 収集運搬

ア 確認表の確認

受託者は収集日に収集場所に到着した時、施設が用意した「確認票」の記載内容と排出物との内容を照合・確認すること。

確認票は施設の職員が直接、受託者に交付する。ただし、施設の業務事情により直接交付できない場合に限り、あらかじめ収集場所に置いておくことも可とする。（ポストなどを活用）

また、記載方法について内容の誤りに気付いたときは、その場で施設の職員に訂正を求めること。

イ 収集・処分の拒否について

受託者は、次に該当する場合に限り、該当する廃棄物の収集を拒否することができるものとする。なお、その場合は、施設に事情を説明すること。

(ア) 施設が本仕様書「3 産業廃棄物の種類」に該当しないものを排出したとき。

(イ) 本仕様書に従った方法で廃棄物の排出準備をしていない時、又は確認票に記載されている数量より明らかに数値が異なるとき。

(ウ) 確認票がないとき。

ウ 収集のキャンセル

臨時休校等の理由によりキャンセルするときは、原則として各施設が受託者に直接連絡するものとする。

(3) 処分先事業場への搬入

ア 処分先事業所には、品目ごとに搬入すること。

イ 搬入について問題が発生しそうな時は、早めに委託者と処分受託者に相談し、トラブルを未然に防ぐこと。

10 義務と責任にあつては次のとおりとする。

(1) 委託者

ア 委託者は、委託契約する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供するほか、適宜または、受託者との協議により必要な情報を受託者に提供する。

産業廃棄物の名称	缶・びん・ペットボトル	容器包装 プラスチック	不燃ごみ
産業廃棄物の発生工程	業務	業務	業務
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状 袋詰・バラ	固形状 袋詰・バラ	固形状 袋詰・バラ
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	あり (食品容器付着物の腐敗による可能性)	あり (食品容器付着物の腐敗による可能性)	あり (食品容器付着物の腐敗による可能性)
日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	なし	なし	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし	なし	なし
石綿含有産業廃棄物の有無	なし	なし	なし
許可を受けて輸入された廃棄物の事項	なし	なし	なし
注意事項	本仕様書 9 参照	本仕様書 9 参照	本仕様書 9 参照

イ 委託者は「3 産業廃棄物の種類と数量」並びに「本条ア」の情報に変更が生じる場合は、受託者に対して事前に情報提供しなければならない。

(2) 受託者

ア 受託者は、産業廃棄物を施設から処分先事業場に搬入するまでの間は責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報

告書（完了届）を作成し委託者に提出する。また、この業務が完了したときは、委託者の指定する職員の検査を受けなければならない。

前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、委託者の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

11 委託代金の請求

本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。

ただし、消費税として積算額に税率相当額（円未満の端数切捨て）を加算するものとする。

12 法令の遵守

委託業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、その他の関係法令を遵守しなければならない。

13 その他の諸注意

(1) 作業中は安全を期し、事故防止について留意すること。

交通安全に留意し、事故が生じた場合は、受託者が適切な対応を行うこと。また、速やかに教育委員会総務課に連絡すること。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

施設等一覧表(72施設)

●追浜行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
1	浦郷小学校	追浜東町2-14	進入可	○	土・日・祝	
2	夏島小学校	浦郷町4-35	進入可	×	土・日・祝	
3	鷹取小学校	湘南鷹取4-7-1	進入可	○	土・日・祝	
4	鷹取中学校	湘南鷹取2-30-1	進入可	×	土・日・祝	
5	追浜小学校	鷹取2-16-1	進入可	×	土・日・祝	
6	追浜中学校	夏島町12	進入可	×	土・日・祝	

●田浦行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
7	船越小学校	船越町5-34	進入可	○	土・日・祝	
8	田浦小学校	田浦町3-55	進入可	×	土・日・祝	
9	田浦中学校	船越町7-66	進入可	×	土・日・祝	

●逸見行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
10	逸見小学校	西逸見町1-14	進入可	○	土・日・祝	
11	沢山小学校	東逸見町3-35	進入不可	×	土・日・祝	
12	長浦小学校	安針台3-1	進入可	○	土・日・祝	

●本庁管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
13	坂本中学校	坂本町1-19	進入可	×	土・日・祝	
14	桜小学校	坂本町1-19	進入可	×	土・日・祝	
15	山崎小学校	三春町6-4	進入可	×	土・日・祝	
16	汐入小学校	汐入町2-53	進入可	○	土・日・祝	
17	常葉中学校	小川町18	進入可	○	土・日・祝	
18	諏訪小学校	小川町18	進入可	○	土・日・祝	
19	鶴久保小学校	不入斗町1-1	進入可	×	土・日・祝	
20	田戸小学校	米が浜通2-12	進入可	×	土・日・祝	
21	不入斗中学校	坂本町1-19	進入可	×	土・日・祝	
22	豊島小学校	上町3-21	進入可	×	土・日・祝	

●衣笠行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
23	ろう学校	森崎5-13-1	進入不可	○	土・日・祝	
24	衣笠小学校	小矢部2-16-1	進入可	×	土・日・祝	
25	衣笠中学校	平作2-31-1	進入可	×	土・日・祝	
26	公郷小学校	公郷町4-5	進入可	×	土・日・祝	
27	公郷中学校	公郷町5-81	進入可	○	土・日・祝	
28	城北小学校	平作1-6-1	進入可	○	土・日・祝	
29	森崎小学校	森崎3-13-1	進入可	○	土・日・祝	軽自動車ならば進入可
30	大矢部小学校	大矢部3-26-1	進入可	×	土・日・祝	
31	大矢部中学校	森崎5-14-2	進入可	×	土・日・祝	
32	池上小学校	池上3-5-1	進入可	○	土・日・祝	
33	池上中学校	池上3-5-1	進入可	○	土・日・祝	ゴミステーションに施錠

●大津行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
34	根岸小学校	大津町5-5-1	進入可	×	土・日・祝	
35	走水小学校	走水2-2-2	進入可	○	土・日・祝	
36	大津小学校	大津町3-24-1	進入可	○	土・日・祝	軽自動車ならば進入可
37	大津中学校	大津町5-2-1	進入可	×	土・日・祝	
38	大塚台小学校	池田町3-1-1	進入可	×	土・日・祝	
39	馬堀小学校	馬堀町4-10-1	進入可	×	土・日・祝	
40	馬堀中学校	馬堀町4-10-2	進入可	○	土・日・祝	
41	望洋小学校	桜が丘1-50-1	進入可	×	土・日・祝	

●浦賀行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
42	浦賀小学校	浦賀3-8-1	進入可	○	土・日・祝	
43	浦賀中学校	浦賀3-26-1	進入可	○	土・日・祝	
44	鴨居小学校	鴨居3-1-6	進入可	×	土・日・祝	
45	鴨居中学校	鴨居3-2-2	進入可	○	土・日・祝	
46	高坂小学校	西浦賀3-1-1	進入可	○	土・日・祝	
47	小原台小学校	小原台3-1	横付け可	×	土・日・祝	

●久里浜行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
48	粟田小学校	ハイランド2-41-1	進入可	×	土・日・祝	
49	横須賀市立総合高等学校	久里浜6-1-1	進入可	×	土・日・祝	
50	岩戸小学校	岩戸5-20-1	進入可	×	土・日・祝	
51	岩戸中学校	岩戸5-6-3	進入可	×	土・日・祝	
52	久里浜小学校	久里浜6-6-1	進入可	○	土・日・祝	
53	久里浜中学校	久里浜2-11-1	進入可	○	土・日・祝	
54	神明小学校	神明町407	横付け可	×	土・日・祝	
55	神明中学校	神明町903	進入可	×	土・日・祝	
56	明浜小学校	久里浜6-7-1	進入可	○	土・日・祝	
57	養護学校	岩戸5-6-4	進入可	×	土・日・祝	

●北下浦行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
58	長沢中学校	長沢5-1-1	進入可	×	土・日・祝	
59	津久井小学校	津久井5-2-1	進入可	×	土・日・祝	
60	北下浦小学校	長沢1-29-1	進入可	○	土・日・祝	
61	北下浦中学校	長沢1-30-17	進入可	×	土・日・祝	
62	野比小学校	野比1-25-1	進入可	×	土・日・祝	
63	野比中学校	野比4-4-1	進入可	×	土・日・祝	
64	野比東小学校	野比4-6-1	横付け可	×	土・日・祝	

●西行政センター管区施設一覧

	施設名称	住所	排出場所までの 車両進入可否	門扉等の 施錠の有無	休校日(曜日)	備考
65	荻野小学校	荻野8-1	進入可	×	土・日・祝	
66	大楠小学校	芦名1-29-18	進入可	×	土・日・祝	
67	大楠中学校	芦名1-2-1	進入可	○	土・日・祝	
68	長井小学校	長井5-9-1	進入可	○	土・日・祝	
69	長井中学校	長井5-12-1	進入可	×	土・日・祝	
70	富士見小学校	武 3-19-1	横付け可	×	土・日・祝	
71	武山小学校	太田和3-1-1	進入可	×	土・日・祝	
72	武山中学校	武3-31-1	進入可	×	土・日・祝	

※休校日については土・日・祝日に開校し、翌平日を休校とすることもある。(体育祭等) その日程は各校で異なる。

委託件名	学校施設から排出される産業廃棄物収集運搬業務委託(10月から3月分)
------	------------------------------------

処分又は再生を行う事業場
(詳細仕様書5関係)

産業廃棄物の種類 産業廃棄物の名称等		廃プラスチック類		金属くず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器	
受託者の処分	処分場所(業者等)の名称	環境衛生管理 株式会社		環境衛生管理 株式会社	環境衛生管理 株式会社	
	処分場所の所在地	神奈川県横須賀市 長沢5丁目3241番地		神奈川県横須賀市 長沢5丁目3241番地	神奈川県横須賀市 長沢5丁目3241番地	
	処分または再生の方法	破碎		破碎	破碎	
	処分または再生に係わる施設の処理能力	4. 64t/日		49. 92t/日	680t/日	
最終処分又は再中間処理及び再生品	最終処分場所の所在地・名称	宮城県仙台市太白区坪沼字硯石56 大青工業(株)	千葉県君津市怒田字花立643-1 新井総合施設(株)	千葉県君津市怒田字花立643-1 新井総合施設(株)	宮城県仙台市太白区坪沼字硯石56 大青工業(株)	千葉県君津市怒田字花立643-1 新井総合施設(株)
	最終処分の方法	安定型	管理型	管理型	安定型	管理型
	最終処分に係わる施設の処理能力	120,000立方メートル	1,000,000立方メートル	1,000,000立方メートル	120,000立方メートル	1,000,000立方メートル
	最終処分場所の所在地・名称	岡山県加賀郡吉備中央町上竹字笠ヶ谷6536番1外3 筆 岡山北エバーグリーン 株式会社	兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥 山16番1外2筆 (株)あいぐる	宮城県仙台市青葉区芋沢字青 野木109他 (株)ジャパנקリール	岡山県加賀郡吉備中央町上竹字笠ヶ谷 6536番1外3筆 岡山北エバーグリーン 株式会社	宮城県仙台市青葉区芋沢字青野 木109他 (株)ジャパנקリール
	最終処分の方法	安定型	安定型	管理型	安定型	管理型
	最終処分に係わる施設の処理能力	537,870立方メートル	1,095,006立方メートル	48,921立方メートル	537,870立方メートル	48,921立方メートル
	再中間処理施設の所在地・名称	神奈川県横浜市金沢区幸浦1-8-2外 (株) シンシア	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 17-3(株)グーン		栃木県那須塩原市墓沼字蛇尾川 向609-2 (株)Rエンジニアリング	長野県諏訪市大字上諏訪字舟渡川西 1747-1他 (株)信州タケエイ 諏訪リサイク ルセンター
	再中間処理施設処分の方法	焼却後再生利用	破碎 圧縮 溶融		破碎	破碎・圧縮
	再中間処理施設の処理能力	372t/日	破碎96t/日 圧縮144t/日 溶融55.2t/日		120t/日	18t/日 469t/日
	再生品目の売却先等の所在地・名称	神奈川県横須賀市長沢5-4-17 (株)クイーンズコーポレーション		神奈川県横須賀市内川2-4-36 木村金属工業(株)		
	破碎売却(廃プラスチック類)		破碎売却(金属くず)			
備考						

市施設産業廃棄物収集運搬登録車両届

(別紙 1)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所

氏 名

電 話

以下のとおり、市施設産業廃棄物収集運搬車両を登録いたします。

【登録年月日】 年 月 日

【登録理由】 _____

登 録 車 両 内 訳	No.	車両番号	車体の形状	最大積載量	車両重量	
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
10						

事務処理欄

※車検や故障などで車両の入れ替えを行う際は、収集作業で使用する前に必ず本届をしてください。なお、緊急時の変更の場合は、FAXにて事前に連絡し、本書を後日提出してください。

※新しく登録する車両の「No.」に○を付けてください。